

税務出納課からのお知らせ

11月11日（月）～11月17日（日）は、

「税を考える週間」です



「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組を紹介するほか、各種情報をX（旧 Twitter）で発信します。

この機会に『税』について考えてみませんか。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



【問い合わせ】

長井税務署 ☎ 0238-84-1810（音声案内「2」）

国税庁ホームページ▲
コチラから

■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」にあわせて無料税務相談を行います。相談ご希望の方は、事前に電話での予約をお願いします。

■相談時間：10：00～15：00

開催日	担当税理士	場所
11月7日 （木）	金田 和夫 ☎ 88-9159	長井税理士法人 長井市館町南 10-57
	須貝 周一 ☎ 84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	海老名信乃 ☎ 85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王 3740
	仁科 孝 ☎ 88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町 23-20-1
	小関 悠司 ☎ 87-3777	小関悠司税理士事務所 白鷹町大字菖蒲 1-3
11月8日 （金）	紺野 七郎 ☎ 88-9159	長井税理士法人 長井市館町南 10-57
	長沼 安義 ☎ 72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字樺 3596-3
	渡邊美津夫 ☎ 87-0057	渡邊美津夫税理士事務所 長井市台町 4-8
	坂本 英俊 ☎ 080-5570-6903	坂本英俊税理士事務所 長井市台町 4-8
	奈良崎幸司 ☎ 84-2505	須貝周一税理士事務所 長井市新町 14-29
	大嶋 雄生 ☎ 87-1415	大嶋雄生税理士事務所 小国町大字河原角 162-1

【問い合わせ】東北税理士会長井支部（坂本英俊税理士事務所） ☎ 080-5570-6903

／ お忘れではないですか？ ／

定額減税捕足給付金

「白鷹町調整給付金支給確認書」 の提出について

物価高騰による負担を緩和するため、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の所得割額において定額減税を実施しています。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、差額分の給付を行うため、「白鷹町調整給付金支給確認書」を送付しています。

確認書の返送期限は、**令和6年10月31日（木）（消印有効）**です。お手元に書類がございましたら、内容を確認し必要事項を記入の上ご返送ください。

※期限までに返送がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

《白鷹町調整給付金の口座振込について》

令和6年9月10日まで返送いただいた方（書類に不備がなかった方）には、9月20日に口座振込しました。9月21日以降は、11月までの間毎月10日、20日、30日に口座振込（該当日が休日の場合は翌日）を行います。

支給決定通知書の送付は行いませんので、口座振込に指定された通帳を記帳いただき、ご確認くださいようお願いします。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

町で課税している目的税の令和5年度の状況を紹介し
ます（目的税とは法律で使い道が決められている税金の
ことです）。

●入湯税

入湯税は、町内の「温泉」を利用した人が負担する税
金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設・消防施設・
観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道
が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光
の振興に使われています。町内で営業している温泉施設
は3カ所あり、令和5年度の納税額は340万円でした。

【参考：令和5年度の入湯税額】

・宿泊利用 一泊につき 150円

・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明が
ある場合は減免されます。

なお、令和6年10月1日から災害被災者および災害
ボランティア（無償）の方等は減免されます。

●都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のおおむね用途地域にあ
る土地や家屋にかかる税で、都市計画法に基づく道路・
公園・下水道などの都市計画事業や土地区画整理事業に
充てられるもので、白鷹町では、下水道などの整備に使
われています。税率は0.3%で令和5年度の納税額は
3,993万円でした。

【問い合わせ】

■入湯税について 町民税係 ☎85-6132（直通）

■都市計画税について 資産税係 ☎85-6133（直通）

町税等の納め忘れはありませんか？

納期限を過ぎてから納付された場合、本来納めるべき
税額のほかに延滞金も合わせて納めなければならない場
合もありますので、お手元の納税通知書を確認いただき、
納期限が過ぎているものは早急に納付くださいますよう
お願いします。

なお、滞納者に対しては、納期限までに納税された方
との公平性を保つため、財産調査（給料・預貯金・生命
保険等）および差押えを行い、町税等に充てることもあ
ります。

納付忘れを防ぐため「口座振替」を利用しましょう！

※令和6年10月から、キャッシュカードを使って役場
窓口等で口座振替の加入手続きができるようになります。

【問い合わせ】

税務出納課収納係 ☎85-6106（直通）

便利な電子申告のお知らせ

【インターネットによる電子申告等の手続きについて】

「イータックス（e-Tax）」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出
等の手続きができるシステムです。また、税金の納付も
ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー
対応のATMを利用して行うことができます。

e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由また
はe-Tax ホームページなどからe-Taxへログインす
るだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等
データの送信ができます。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたは
マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお
持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認
に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パス
ワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コー
ナー」からe-Taxによる送信ができます。

※その他、詳細についてはホームページ（[https://
www.e-tax.nta.go.jp/](https://www.e-tax.nta.go.jp/)）をご覧ください。

【事業主の方ができる電子申告等について】

「エルタックス（eLTAX）」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申
告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給
与支払報告書）・入湯税の申告や届出の手続きがまとめ
てできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市
販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的
に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となってい
ます。（土日祝日、年末年始を除く。）

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証
明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームペー
ジ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

令和7年度（令和6年分） 町・県民税の申告相談について

申告期間中、申告会場は大変混雑します。新型コロナウ
イルスやインフルエンザの感染拡大防止の観点から、
申告会場での人との接触機会を減らすため、安心、便利
で自宅から申告できるe-Taxでの確定申告をご利用く
ださい。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎85-6132（直通）